津幡町訓令第８号

庁　中　一　般
出　先　機　関

津幡町行政サービス推進会議規程及び津幡町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年１１月１６日

石川県津幡町長　吉　田　克　也

津幡町行政サービス推進会議規程及び津幡町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部を改正する訓令

（津幡町行政サービス推進会議規程の一部改正）

第１条　津幡町行政サービス推進会議規程（平成１５年津幡町訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１項を加える。

３　副町長に事故があるとき、又は副町長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

（津幡町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程の一部改正）

第２条　津幡町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程（令和７年津幡町訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第５条に次の１項を加える。

３　保護責任者は、総括保護責任者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。